

令和4年第7回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和4年7月27日（水）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第7回座間市農業委員会定例総会議事録

令和4年7月27日、第7回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

- | | |
|----------|----------|
| 1 加藤 博之 | 7 大木 秀春 |
| 2 吉川 充 | 8 小野 たづ子 |
| 3 曾根 覚 | 9 井上 俊春 |
| 4 鈴木 寛幸 | 10 小泉 聡 |
| 5 小林 多賀雄 | 11 草薙 初夫 |
| 6 飯島 英勝 | 12 大矢 義孝 |

会議を欠席した委員

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 次 長 | 曾 根 和 士 |
| 2 | 庶務係長 | 曾 根 裕 次 |
| 3 | 主 事 補 | 東 田 佑太郎 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第12号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第13号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第33号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 6 議案第34号 非農地証明の発行について
- 7 議案第35号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第36号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時30分開会

議 長

ただいまの出席委員は12人で、定足数に達しております。

これより令和4年第7回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、1番加藤博之委員、7番大木秀春委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和4年6月29日（水）から令和4年7月26日（火）までの概要でございます。

先月、6月29日（水）、この場所におきまして、令和4年第6回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、3件、7筆の農地転用届出、農地法第5条、2件、4筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1件、1筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2件、16筆、合計3議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、6月30日（木）に横浜市内で開催された県農業会議通常総会に、会長と私が出席をしております。

7月5日（火）には農業委員、農地利用最適化推進委員、合わせて8名で、海老名市のかながわ農業アカデミーと秦野市の農産物直売所である、はだのじばさんずで、視察研修を行いました。

7月21日（木）と25日（月）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行っております。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計2件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局より報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第12号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第13号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 　　日程第3、報告第12号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年7月27日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

続きまして、日程第4、報告第13号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年7月27日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

筆数等に関しましては、最終ページの総括表をご覧ください。

法第4条届出について、畑が4筆、地積合計が807㎡。

法第5条届出について、田が3筆、地積合計が375㎡、畑が2筆、地積合計が623㎡。

法第3条許可申請につきましては、記載のとおりです。

合計につきまして、田が3筆、地積が375㎡、畑が7筆、地積が2,154㎡、総合計で、筆数が10筆、地積合計が2,529㎡です。

以上です。

議長 　　ただいま、まとめて報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第33号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5、議案第33号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和4年7月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料3ページをご覧ください。

譲渡人ですが、座間市栗原[]にお住まいの[]さん。

譲受人は、座間市栗原[]にお住まいの[]さんでございます。土地につきましては、栗原字小池東原[]、地目、畑、地積、724㎡でございます。

案内図につきましては、資料の4ページをご覧ください。

グリーンメモリアル座間西側にある畑の1筆でございます。

譲受人の[]さんですが、市内で造園業を営んでおりまして、約4,000㎡を耕作しております。

農業機械は、トラクター、耕耘機を所有し、意欲的に農業経営をされております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ただいま、議案第33号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長

本件、確認してまいりました。この土地は、長年荒れ地で、ツタが梅の木に絡んでしまいどうしようもないというところが、こういった形で畑として再開されるという事は非常にいいことだと思います。特に問題ありません。

以上です。

議長

議案第33号の地区担当委員は大木秀春委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大木委員

今、部会長がおっしゃられたように現状はとてでもないが畑としては見られないような土地で、これを譲り受ける[]さんですが、息子さんと2人で造園業を営んでおります。機械等もたくさんお持ちですので、きれいに伐採・抜根して、畑と

して活用してくれると思います。ですので、問題はないと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑
ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。
議案第33号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は
「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求め
ます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第33号は原案のとおり承認することに決しました。
次に、日程第6、議案第34号、非農地証明の発行について議題といたします。
それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第34号、非農地証明の発行について。
農地法上の転用許可制度と不動産登記制度との整合性を図るため、非農地証明の承
認を求めます。

令和4年7月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は5ページをご覧ください。

申請人でございますが、先ほどの3条の譲渡人と同じ、座間市栗原■■■■にお住
まいの■■■■さん。

土地につきましては、栗原宇小池谷■■■■、地目、畑、地積、1,305㎡ございます。

この非農地証明につきましては、県の農地法の適用を受けない土地に係る運用指針
というものがありますけれども、それに基づき、登記簿上の地目が農地でありながら、
その現状が農地以外の土地になっているものについて、一定の条件を満たしている場
合、その土地に対して非農地証明を発行できることになっております。

非農地証明は、農地法第2条、これは農地とは何かというのを定めた法令なので
すけれども、この農地法第2条に定める農地には該当しないと認められる土地について、
優良農地を確保し、良好な農業環境を保持するという農地法上の転用許可制度、それ
と、不動産登記制度との相互の運用の整合性を確保する趣旨で発行するものです。

案内図につきましては6ページをご覧ください。

栗原第6市民農園、自動車修理工場の西側にある市民農園の、南側に位置する土地の1筆でございます。

当該地は、数十年前は畑として耕作をされていたそうですが、耕作をしなくなった後、長い年月を経て山林のような状態になりました。耕作をせず畑でなくなったことは申請書に添付された平成8年当時の航空写真からも確認ができます。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第34号、非農地証明の発行について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 本件、今、事務局から説明がありましたように竹やぶになっていまして、中になかなか入り込めないような状況になっております。そういうことから、趣旨に沿って非農地証明でいいのではないかという結論です。

以上です。

議長 　　議案第34号の地区担当委員は大木秀春委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大木委員 　　■■■■さんですが、私の家の隣にお住まいで、この該当する非農地証明の土地の場所も私の裏山の隣の山です。ずっと私が見ている限り、ここ何十年と山林のままなので、非農地証明で問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

小泉委員 　　何十年前前は農地で、そのまま放置して山林のような状況になったということなのですけれども、そしてここで非農地証明になると、もう農地法の範囲から外れるということですか。

議長 　　事務局から。

事務局 　　そうです。要は、転用と同じような効力があるので、もうここで農地ではないと言ってしまうと、農地法の適用はなくなります。なので、その非農地証明を受けた農地をその後、例えば、何か別の、家を建てたりとか、ここは調整区域なので、できる、できないはまた別ですけれども、何かにしようとしたときには、農地法の許可は不要です。

小泉委員 何かそうすると、農地を適正に管理しないで、空かせておいて、何十年かそのまま放置して、そこで、もう農地ではないので非農地証明をもらえば、例えば、家を建てるといふか、何かほかの事業が展開できるという解釈でいいのですか。

事務局 究極のことを言ってしまうとそうなるのですが、ただ、先ほど私が説明した中で、一定の条件というのがありまして、この一定の条件は何かというと、例えば、農業振興地域、座間市の場合は、調整区域はほぼ農業振興地域なのですけれども、その中に農用地区域があります。例えば、新田宿の田ですとか、あの辺は全部、農用地なのですけれども、農用地に指定されている農地は、この証明は出せないですというのがまず1点と、それから、過去に、きちんと耕作してください、手入れしてくださいという是正通知を農業委員会が出しているところについても非農地証明は出せないです。

そういう、昔から農業委員会から、きちんとやりなさいなどと言われていなかったところについては、発行が可能ということになります。

大木委員 言われていることはもっともだと思います。

小池のうちの辺りは屋敷の続きの裏が山なのですけれども、それが、ここは■が7軒並んでいて、ずっと山を背負っているのですけれども、その中の一つなのですが、逆にここが畑だったことがおかしいというぐらいなところなのです。

小泉委員 傾斜地になっている。

大木委員 みんな傾斜地で、今ここの非農地証明が出ているところは若干平らなのですけれども、ここは畑ではないだろうというところなのです。逆に、畑になっているのがおかしいぐらいな土地だったので、■さんが、お父さんが亡くなり相続で、私も相談を受けて、ここは畑だったのという認識で、これはやはり非農地証明を取ったほうがいいのではないかなというところなのですけれども。

多分、現場を見ると、あ、これは山だろうというようなところなのです。

議長 よろしいですか。

今、少しお話がございましたように、今後は農業者の高齢化が進んでいくと思われまます。その中で、今、小泉委員が言われたように、放っておけば、何だ非農地証明が取れるのかということは本来あってはいけない事なので、昔の時代がどうのこうのということは申し上げられませんけれども、これから先、今の農業委員が中心となって、地域のパトロール等でそういうところについては是税通知を出していくということで、農地の管理については、各地区それぞれの委員の目で見ていただいて、報告を上げて

いただければ、あと、パトロール等をやっていますから、その折に少し見ていただくのも必要かと思しますので、今後はぜひよろしくお願いをしたいと思います。

その他ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第34号、非農地証明の発行について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第34号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年7月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は7ページをご覧ください。

申請人でございますが、座間市新田宿 [] にお住まいの [] さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年7月26日から令和4年7月27日まで。

特例適用農地ですが、番号1、座間字清水 []、地目、田、地積、1,000㎡。番号2、新田宿字広町 []、地目、田、地積、247㎡。番号3、新田宿字中川原下 []、地目、田、地積、198㎡。番号4、座間1丁目 []、地目、田、地積、214㎡。番号5、座間1丁目 []、地目、田、地積、495㎡。番号6、座間1丁目 []、地目、田、地積、783㎡。番号7、座間1丁目 []、地目、田、地積、110㎡。番号8、新田宿字窪川原 []、地目、畑、地積、258㎡のうち235.95㎡。番号9、座間1丁目 []、地目、田、地積、429㎡の合計9筆、地積3711,95㎡でございます。

こちらは引き続き農業経営を行っている旨の証明でございます。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署に提出する証明となっております。

■さんにつきましては、相続税の納税猶予を受けられ、今回が3回目の引き続きの申請でございます。

場所につきましては、資料の案内図8ページ以降をご覧ください。

主要地方道藤沢座間厚木線北側にある田の6筆、それと、同じく南側にある田の2筆、特別養護老人ホーム第二座間苑の北東側にある畑の1筆でございます。

農業経営としましては、主に本人によりまして、水稻作、それから、露地野菜を作付し、農地として良好に管理されております。

農機具は、トラクター、田植機、バインダー、農用自動車などを所有しており、全体の農地面積は、田が3,047㎡、畑が1,629㎡でございます。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 本件の田、1番から7番及び9番については、田植等は全て終わっていました。

それで、8番の畑、235.95㎡については、11ページを見ていただいて、その⑧のところが畑となっております、その畑には、サトイモ、ネギ、ダイコン、落花生、サツマイモ等々が植え付けられていて、農機具等を置く小さな小屋と一緒に建っています。特に畑として問題ない利用状況だということで、オーケーという判断をいたしました。

以上です。

議長 　　議案第35号の地区担当委員は大矢義孝委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大矢委員 　　今、農地部会長が発表されたとおり、田も畑も作付、管理がよくされております。問題ないと思います。

以上です。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決しました。
次に、日程第8、議案第36号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第36号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年7月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は12ページをご覧ください。

申請人ですが、座間市座間1丁目■■■■■にお住まいの■■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年7月26日から令和4年7月27日まで。

特例適用農地ですが、番号1、座間1丁目■■■■■、地目、畑、地積、694㎡。番号2、座間1丁目■■■■■、地目、畑、地積、616㎡の合計2筆、地積1,310㎡でございます。

■■■■■さんにつきましては、相続税の納税猶予を受けられ、今回で3回目の申請でございます。

場所につきましては、資料の案内図13ページ以降をご覧ください。

鳩川児童館北側と西側にある生産緑地の畑、2筆でございます。

本件につきましては、経過をご説明いたしますと、お手元に農振部会と農地利用最適化推進委員会の方に本日お配りしました3枚つづりの資料をご覧いただきたいと思っております。この資料について簡単にご説明をいたします。

まず、平成24年11月に■■■■■さんのお父様がお亡くなりになりまして、その関係で、翌年の5月に相続税の納税猶予を受けるために必要な適格者証明書、これの証明願が農業委員会に提出されました。これを平成25年6月の総会で審議し、証明を発行しております。この適格者証明書の添付書類である営農計画書が2枚目のものでございます。ご覧のとおり息子さんと一緒にダイコン、キャベツ等の露地野菜を作付していき

ますという計画が当時、出されております。

平成27年なのですけれども、8月に農地の管理が不十分であるということで税務署から指摘がありまして、事務局が現地を確認して、写真を撮った上で、3枚目に添付してあります適正な管理をしてくださいという通知文を送付しております。このときはもう草ぼうぼうのような状態でした。

翌年の平成28年11月に、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の申請が上がっております。このときは発行しております。

続いて、令和元年7月に同じく2回目の証明書の申請がありました。そのときに、当時、この総会の場で、耕耘はできているけれども、1年に1作はやってほしいという発言がありました。そして今回、3回目の引き続きの証明書の申請が上がったものでございます。

先週21日に農地部会を開催しまして現地を確認したところ、作付をされていなかったということから、本人から事情を聞くために、おととい、25日（月）に再度農地部会を開催し、 さん本人にご出席をいただきまして、営農状況の確認を行いました。部会での審議の内容につきましては、部会長からこの後ご報告があると思っておりますけれども、現地は、耕耘はされているものの作付はされていない状況でありました。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長　　ただいま、議案第36号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長　本件については、農地部会でパトロールしたときに、両方の畑、1番と2番ともにきれいに耕耘はしてあるのですけれども、単なるトラクターを走らせただけで、その前の耕耘した、その作付したもののかすが多少あったりだとかするのですけれども、そういったものが一切ない。おかしいという疑問で、絶対的に作付していないのではないかというようなことからして、本人に確認したほうがいいのではないかという論議になりまして、25日の午前中、10時半から本人に来ていただき、現状の確認をさせてもらいました。

そのときの話は、今、配られている1ページの内容の前半のところは、そういう経過があるのですけれども、1回も作付はしていませんということを本人から言われま

した。だから、我々農地部会のメンバーがやっていないのではないかと、作った形跡がないと、トラクターはかかっているけれども作った形跡がないということからして、そうなのですねと言ったら、そうですと。やるという税務署からの書類に対しても、返事はやると。キャベツとダイコンを作付するという形で申請して、許可をその時点では取っているのですけれども、それもやっていないという状態が分かりました。

今回の申請に対して、 さんはどうされますかという論議を皆さんを含めてしました。その中で、やりますと、最終的な結論的には、9月までに作付をしますというような形で話がありました。それでも、もしそれが無理ならば、認定農業者の方々にその畑を貸して耕作してもらってもいいのだよというような、仮というか、案としての提案をさせてもらいましたけれども、本人は、いやそれは結構ですと。自分でやりますと、絶対やりますということだったので、ではそのような形で耕作をしてくださいと。全面やれということではなく、ダイコンならダイコンを2列、3列蒔く、ハクサイを蒔くというような形で、農業をやっているな、作付をされているなということが分かる範囲ではってくれ。それで、やりますという回答を得ています。

以上です。そういうことなので、皆さん方、今日どう考えられるのか、もしご意見があったらお願いしたいと思います。

議長 よろしいですか。意見は後で伺いますので。報告をしていただいただけですので。よろしいですか。

飯島農地部会長 はい。

議長 議案第36号の地区担当委員は吉川充委員です。
地区担当委員としての発言を求めます。

吉川委員 私も農地部会に出席いたしました。農地部会長の発言のとおりなのですが、その後、先日なのですが、改めて私のほうに耕作の指導をしてほしいと、 さん本人から話がありました。

今回、耕作できなかったというのは、農地部会の中でもおっしゃっておられたのですが、家庭の諸事情があったりとかという部分も話があったのですが、次回からというか、今回からきちんと指導をしていただきながら耕作をしていきたいと、そういうお話をいただいております。私のほうでも適宜助言等を行っていきたくて考えております。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑
ございませんか。

部会長から今、少し質問みたいな形でありましたけれども、皆さんご意見があれば。

小泉委員 この経過書を見ていると、令和元年7月25日に地元委員から管理はできているが、
できれば1年に1作という発言があったということなのですけれども、その発言を受
けて、■■■さんというのは、今回まで何もやっていなかったということなのですか。

飯島農地部会長 そうです。

小泉委員 そういう発言があったにしてもやらなかった。

飯島農地部会長 そうです。

小泉委員 今回、7月25日に来られて、今後については、吉川委員の指導を受けながらやりま
すよという発言をされているわけですね。

飯島農地部会長 そうです。

小泉委員 多分、令和元年のときの、できれば1作という話の中で、■■■さんは、やりますよ
ぐらいの話をしていたのかと思うのです。

飯島農地部会長 していたそうです。

小泉委員 それがまた、同じようなことを今回、出てきているわけですね。だから、■■■さ
んの発言を、信じればという言い方は変ですけども、信じるか、信じないかの話で
すかね。

議 長 前回の指導については、多分、事務局の指導で、農業委員会の農地部会の中で本人
を呼んでということはしていませんので、それが今回、初めてですので、多少は本人
には身が締まる場所があったのではないかと思います。それで、早速、吉川委員の
ほうへ指導をしてくれということで行かれたと聞いていますので、その辺は一部ご理
解をいただきたい。今まではやらなかったとご本人も正直に言うておりましたので、
まあそれがいいとは言いませんけれども、現実そういう流れでしたので、その辺は少
しご理解をいただいた上でご意見があればお願いをしたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

今回は農地部会の方に迷惑をかけましたけれども、最終的にはご本人を呼んで確認
したほうが判断ができるだろうということでご本人をお呼びしたという経過です。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第36号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第36号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了いたしました。

委員の皆様、推進委員の皆様、全体の中で何かございますか。

鈴木委員 今回の件に関してというか、全体的なことなのですが、この農業経営をしているという、税務署とのやり取りのそういう土地が、この1件だけではなくてまだほかにたくさんあると思うのです。そういうものをやはり、不明確な場合には、本人を呼ばよろしいのでしょうか、地域の農業委員にある程度の情報提供をしてもらえると、本人を呼ばなくても農業委員が、この場所、この場所ということ把握しながら適宜判断ができるのではないかと思います。

そういうことで、地域の区域の中で、この農業経営を引き続き行っている土地というものの提供ができないものかどうかということなのですが。

議長 それは相続税の納税猶予に関するものについて。

鈴木委員 そうです。要は、3年間のスパンで税務署から問合せが来るわけです。だから、その疑念を持たれないようにきちんと指導ができるようにやるためには、そういう情報提供がなされれば、もっとスムーズにうまくいくのではないかと少し思っています。それは、今すぐということではなくても別に構わないです。よく検討していただいて、無理なら無理でそれは構わないです。

事務局 今、鈴木委員が言われたような、どの土地が納税猶予の適用を受けている農地かという管理はしていて、例えば、20年経過したから納税猶予が終了になったとか、あるいはまた、適格者証明書の発行をしたから新しく納税猶予が始まりましたとか、そういうものの管理はしているのですが、では、地図上でこの農地は納税猶予を受けている農地ですというのは持っていないです。

今、座間市内ですと、納税猶予を受けている人数がおおよそ90人弱いると思うのです。

そして、1人1筆だけではないですから、すぐには今は出せないのですが、必要ということであれば、少しお時間をいただいて、そういった図面がどういったら

作れるかという、まずそこから検討させていただく必要があります。

あともう一点、その納税猶予に限った話ではないのですが、基本的に農業委員会というのは、その地元、いろいろな地区の方から選ばれて出てきている方々の集まりです。その納税猶予を受けているか、受けていないか、もちろんそれも大事なのかもしれないですけれども、例えば、荒れ始めてきた農地が、あ、最近荒れてしまっているな、どうしているのだろう。そうなったときに、やはり栗原の人が、例えば四ツ谷の農家のことを詳しくないかもしれませんが、その逆もまたしかりだと思うのです。そのために皆さんから地区から集まっていたいただいているので、やはり常日頃から地元の農地というのには気を配っていただいて、それは納税猶予を受けている、受けていないは関係ないと思うのです。例えば、あそこは去年まではできていたのに今年やっていないではないかと。どうしたのかと行ってみたら、具合が悪くてと、そういう話になったときに、では、そのままでは荒れてしまうから、では誰かやってくれる人を探してみようとか、そういうような形で、気を配っていただく必要があるのかなと思うのです。

委員の皆様方においては、地元の農地というのには気にかけていただくような形でやっていただければと思っております。

以上です。

議長 鈴木委員、いかがですか。

今、お話がございましたように、相続税の納税猶予を含めて、年1回、農地パトロールを行っているわけですが、皆さんの地元の中で、少しいろいろな意味で情報収集をしていただいて、見られるところは少しでも見ていただくということで、また、足りない部分については、推進委員の方のお力をお借りして、地域を見回っていただくというのも必要になっていくかと思えます。

最初の頃から申し上げますように、これについては少し大変なお仕事なのですが、地域を知っている皆さんのお力をいただかないと、事務局だけでは対応できませんので、ぜひその辺を含めて今後ともご理解、ご協力いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

その他、よろしいですか。

若菜推進委員 すみません。またぶり返してしまいますけれども、今の■■■さんの件、営農計画書を出されたというのですけれども、農業委員会には呼んでないのです。 他市町村が

どう行っているのか分からないけれども、■■■さんの件にしろ、この件も出てきているというのがありますので、これから営農計画書というのはそんなに多く出てくるのかどうか分からないですけれども、1回、農業委員会に呼ばれたらどうですか。みんなの前でこの営農計画書を読んでもらって、そのほうが私は効果があると思うのです。農業委員会はこういうところなのだということを知ってもらおうのと、甘く見られないということ。農家を守るのは農業委員会かもしれないけれども、農家が農業委員を軽く見ていたら、こういうことが発生してしまうと思います。最終的にはこれはお金が絡んでくることですから、この3回目で、何千万かな、何百万かな、税金の軽減をされているわけですから、それをこの10名足らずの農業委員で決定するということは、すごく重要な意味を持つと思うのです。ですから、これから相続が発生して営農計画が出てきた時点で、いついつ来てくださいということで、この席で農業計画書を読んでもらって、私はそのほうがいいと思います。

農業委員も、3期も4期もやる人はなかなかいないと思うのです。ころころ替わってしまうと思うから、そういう場に出てきたということ自体、すごく重みがあると思います。何千万の税金の軽減をしてもらおうわけですから。

以上です。

議長 よろしいですか。

従前は、正直に言って、今、若菜農地利用最適化推進委員が言われたように、営農計画、この相続税の納税猶予の申請については、農業委員会事務局のほうへ提出をして、それで承認を得て、この総会で最終的に承認を得るという形でやってきているわけです。

従前は、今言われたように、農業委員会そのものは大した対応はしていなかったというのは、事実だと思います。ただ、ここ数年の農業委員会においては、何人かの方を農地部会にお呼びしたりして、それで荒れている土地については、農地をきれいに、荒廃地をなくしてもらおうというふうに、随時呼んだりしております。最初の段階で全員それをやるのかどうかというのは少し別問題として、やはり3年、3年に1回来ますので、そのときに確認をして、いわゆる悪いようであれば、農地部会に呼ぶなりすれば、多少はその効力というのは、今回の件もそうですけれども、やはり一度呼ばれると身が引き締まってくれて、やりますというふうになってきますので。やはりそういう形で、取りあえずやってみて、その後については、まだ駄目であるようであれば、

ここに呼ぶというのはあるかもしれませんが、私の個人的な考え方とすれば、現状は、今のやり方で、あとはパトロールの中で、駄目な農地についてはご本人をお呼びして、先ほどみたいにどうするか、是正をいていただくと。やらなければ当然、税務署のほうは駄目ですよと言って、承認しませんという報告を出します。そうすると、相続税の猶予がなくなりますので、プラス利子税がついてきます。やはり最悪の場合は、もうそれで取りあえずは、当面はそれでやってみて、それで駄目であれば、あまり案件が多いようであれば、今言われたようなことも今後考えていく必要があるのかなと思いますので、取りあえず今のことは、要望として承っておきますので、ご理解いただき思います。

そのほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、事務局からございますか。

その他

・あっせん農地希望調査書について

議長 そのほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、以上で、令和4年第7回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時28分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

1 番 _____

7 番 _____